主

原判決を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上および法律上の陳述ならびに証拠の関係は、次に付加するほか、原判決の事実摘示と同じであるから、これを引用する。

(控訴代理人の陳述)

元来、競売法による競売手続の目的は、目的物を公平に換価することにあり、換価の結果である売得金は客観的に受領権を有する者に交付すべきものであるにとどまるのであつて(競売法三三条二項)、売得金の配当に関する手続には民事訴訟法の規定の準用がないと解するのが正当である(判例民事法昭和一六年度九〇号事件参照)。したがつて、不動産任意競売手続において、他の抵当権者から配当異議の申立てがあつても、民事訴訟法六三〇条三項の規定の準用はなく、競売裁判所は異議ある債権の配当額を供託する義務を負わないということができ、さればこそ、実務上の運用としても、多数の裁判所において異議ある債権の配当額を供託することなく、単に保管しているのである。

二、 原判決は、異議ある債権の配当額を供託すべきものと解する以上は、実際上の取扱いいかんにかかわらず、裁判所に過失が存しないと解することはできないとしている。しかし、右前段から直ちに後段の結論を引き出すことは到底控訴人の承服しえないところである。不動産任意競売手続において、民事訴訟法六三〇条三項の規定の準用があるか否かについて法律解釈が分れていること、および現在の実務の大勢は同条項の規定の準用がないとの解釈にしたがつて運用されているのが実情であるから(司法研修所調査叢書七号執行法に関する諸問題五五六頁参照)、かりに原判決のごとく右規定を準用すべきであるとしても、本件において競売裁判所が慣行とされている従来の取扱いにしたがい非準用説の立場にたつて供託しなかった点に毫も過失はないというべきである。

(被控訴代理人の陳述)

一、控訴人援用の大審院判例(大判昭和一六年一二月五日)は、「民訴法六三三条、六三四条の適用なし」とするが、これを評釈する学者(A、判例民事法昭一六年度九〇号事件参照)は、「関係人間に異議がなければ、これによって表得を交付するが、もし争いがあれば、その部分は受領権者を確知し得なしても、有力の処置について講じている。したがつたとしても、本件売得金はこれを供託すべきもので、「抵当権のとしの態にしたがつたとしても、本件売得金はこれを明治である、「抵当権のである、「大のの制度において配当表が作成せられた場合、異議ある抵当権のによる不動産競売手続において配当表が作成せられた場合、異議ある抵当権者の担当をであるとは認め難いし、かつ右のとは認め難いし、かつ右のと解すると解するとは認め難いし、かつ右のと異議がいたととはの不服方法を単に手続終了後における不当利得返還の請求だけに限定するとはの不服方法を単に手続終了後における不当知得返還の請求だけに限定するとの不服方法を単に手続終了後における不当知得返還の請求だけに限定するとはの不服方法を単に手続終了後における不当知得返還の請求だけに限定するとはの不服方法を単に手続終了後における不当知得返還の請求だけに限定するとはでいからである。」と述べ、明らかに配当異議訴訟の提起を容認している。

てみれば、原判決説示のとおり裁判所は民事訴訟法六九九条、六三〇条三項の規定により配当を実施し得ず、これを供託しなければならないこともまた明白である。三、 民事訴訟法六三〇条三項が昭和四一年法律一一一号によつて改正されなかつた理由は、不動産競売においては動産競売と異なり、その競落代金が多額になる場合が多く、真実の権利者は仮に直ちにこれを使用しえたならば、それ相応の利潤をあげうるにもかかわらず所定手続完了まで該金員を受領しえない点にかんがみ、若干の利息が加算される供託制度をそのまま存置したのである。右の理論は不動産任意競売手続においても何ら異なるものではない。ここに不動産任意競売手続において配当につき異議ある場合、民事訴訟法六三〇条三項を準用ずべき実質的根拠がある。

四、 裁判所としては常に法律の研鑽に励み、その正しい適用、運用をなすべき職責を負うべきものであるところ、不動産任意競売手続における競売代金の配当につき民事訴訟法の配当表に関する規定を準用すべきであるとする多数の大審院判例および最高裁判所判例が存する以上、競売法に民事訴訟法六三〇条三項を排除すべき実質的根拠はどこにもないのであるから、右にもとづき競落代金を供託しなかつたことは明らかに過失があるといわねばならない。ことにその取り扱いに関して幾多の疑問のある本件の場合においては尚更のことであり、法令違反の慣行にしたがうこと、それ自体につき過失があるものと考える。

理由

一、 請求の原因第一項ないし第四項の事実および同第五項のうち本件競売裁判所たる浦和地方裁判所の裁判官(以下、浦和地方裁判所という)被控訴人に対する配当額九六三万七、九九一円を供託することなく、そのまま保管していた事実は当事者間に争いがない。

(要旨第一〉二、 当裁判所も、抵当権実行のためにする不動産競売手続において配当表が作成され、その記載を不服とする〈/要旨第一〉抵当権者より配当異議訴訟が提起された場合に、競売裁判所としでは民事訴訟法六九七条、六三〇条三項の規定を準用し異議ある債権の配当額を供託すべき義務があるものと解すべく、したがつて本件競売裁判所たる浦和地方裁判所が被控訴人に対する配当額を供託せず保管していたのは違法な措置であつたと解するところ、その理由は、次のとおり訂正するほか、原判決がその理由第二項に説示するところと同じであるから、これを引用する。

1 原判決七丁表八行目ないしーー行目に、「解すべきことは当然であり(右規定の準用がないとする被告引用の昭和一六年一二月五日大審院判決は前記最高裁判所の判例により実質的に変更されたものと解する)」とあるのを、「解すべきであり」と訂正する。

2 同丁裏二行目に、「解すべきことも亦多言を要しないから」とあるのを、 「解すべきであるから」と訂正する。

三、 右に述べたとおり本件競売裁判所たる浦和地方裁判所が異議ある債権の配当額を供託することなく保管したままでいたのが違法な措置であるとしても、国家賠償法は、公権力の行使にあたる公務員が、その職務執行にあたり故意または過失によつて違法行為をしたことをもつて損害賠償責任発生の要件としているため、次に右裁判所が前記のごとき措置をしたことに故意または過失の責任があるか否かを検討する。

五頁参照)。本件で問題とされている異議ある債権の配当額につき民事訴訟法六九ま、六三〇条三項の規定が準用されるかどうかについても、従来この点を直当当には間接に明示した判例ないし通説とみるべき学説も存在しない。もつとも、法主当所が右規定の準用ありと解すること前記のとおりであるが、元来民事訴訟にして、公案三項の規定(昭和四一年法一一号による改正前のもの。以下これに同じ、同法五九三条、六二六条によつても知られるとおり、執行支が有体動産の売ば、同法五九三条、六二六条によっても知られるとおり、執行すが有が有いるまたは差押金銭を所持する場合に、別個の執行機関たる執行裁判所で配当手続が行抜われることを予定しているものであるため、不動産の売却代金を執行裁判所の競売において、同一の裁判所で配当手続が行なわれる場合によるを競売裁判所があり、、ことを第一の裁判所の取扱いは審かでないが、成立に争いのないとのことを窺い知ることなくともかなり多数の裁判所で前記規定の準用がないとのことを窺い知ることなくもかなり多数の裁判所で前記規定の準用がないとのことを窺いることを窺いる。

してみると、本件競売裁判所たる浦和地方裁判所のした右措置が同裁判所の故意または過失にもとづく違法な行為であることを前提とする被控訴人の主張は理由なしとするほかはない。

四、よつて、以上と異なる見解のもとに被控訴人の本訴請求を認容した原判決は不当であるから、民事訴訟法三八六条に則り、これを取り消したうえ、被控訴人の本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき同法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 多田貞治 裁判官 上野正秋 裁判官 岡垣学)